



福岡医発第2926号(地)

平成28年2月8日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する
健康被害救済制度に関する協力依頼について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長ならびに安全対策課長より日本医師会を通して別添のとおり協力依頼がありました。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金等の給付を行うものです。

救済給付の請求は、発現した症状及び経過とその原因とみられる医薬品との因果関係等の証明が必要であり、健康被害に遭われた方等が、請求書と併せて、医師の診断書、薬局等で医薬品を購入した場合は販売証明書等の必要な書類を添えて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に直接行うことが必要です。

つきましては、医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方等が救済給付を受けるために、これらの書類作成への協力を求めてきた場合、ご協力頂きますようお願い致します。

なお、「医薬品副作用被害救済制度」についての情報は下記のホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

記

- ・【特設サイト】医薬品副作用被害救済制度

http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

- ・【医療従事者向け】医薬品副作用被害救済制度の解説冊子

<https://www.pmda.go.jp/files/000209210.pdf>

- ・医薬品副作用被害救済制度で用いる診断書、販売証明書等の様式

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0004.html>

(法安 165)

平成 28 年 1 月 26 日

都道府県医師会
医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事
今村 定臣

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する
健康被害救済制度に関する協力依頼について

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金等の給付を行うものです。

救済給付の請求は、発現した症状及び経過とその原因とみられる医薬品との因果関係等の証明が必要であり、健康被害に遭われた方等が、請求書と併せて、医師の診断書、薬局等で医薬品を購入した場合は販売証明書等の必要な書類を添えて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に直接行う必要があります。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長ならびに安全対策課長より、救済給付に関する書類作成について別添の通り本会宛て協力依頼がありました。

つきましては、医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方等が救済給付を受けるために、これらの書類作成への協力を求めてきた場合、ご協力頂きますよう貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

なお、「医薬品副作用被害救済制度」についての情報は下記のホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

記

- ・【特設サイト】 医薬品副作用被害救済制度

http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

- ・【医療従事者向け】 医薬品副作用被害救済制度の解説冊子

<https://www.pmda.go.jp/files/000209210.pdf>

- ・ 医薬品副作用被害救済制度で用いる診断書、販売証明書等の様式

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0004.html>



薬生副0115第1号
薬生安0115第1号
平成28年1月15日

公益社団法人 日本医師会 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
総務課医薬品副作用被害対策室長
安 全 対 策 課 長
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する
健康被害救済制度に関する協力依頼について

平素から厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金等の給付を行うものです。

救済給付の請求は、発現した症状及び経過とその原因とみられる医薬品との因果関係等の証明が必要であり、健康被害に遭われた方等が、請求書と併せて、医師の診断書、薬局等で医薬品を購入した場合は販売証明書等の必要な書類を添えて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に直接行うことが必要です。

つきましては、貴職においてご了知の上、医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方等が適切に救済給付を受けるために、これらの書類作成への協力について、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、「医薬品副作用被害救済制度」についての情報は以下から入手できますので、併せてご周知くださいますようお願い申し上げます。

- 【特設サイト】医薬品副作用被害救済制度
http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html
- 【医療従事者向け】医薬品副作用被害救済制度の解説冊子
<https://www.pmda.go.jp/files/000209210.pdf>
- 【薬局開設者、店舗販売業者向け】医薬品副作用被害救済制度の広報資料
<https://www.pmda.go.jp/relief-services/outline/0003.html>
- 医薬品副作用被害救済制度で用いる診断書、販売証明書等の様式
<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0004.html>